

ふるさと納税制度の拡充①

特例控除額の拡充(上限:個人住民税所得割額の1割 ⇒ 2割)

福井県からの提案が採用

《税負担軽減の仕組み》 夫婦、子2人 年収700万円(所得税252,500円、住民税所得割350,000円)
ふるさと納税額80,000円のケース(※復興特別所得税は考慮しない。)

【現行】

ふるさと納税額 80,000円		
所得税の減額 15,600円	個人住民税の減額(42,800円)	
	(基本控除) 7,800円	(特例控除) 35,000円
		自己負担 21,600円

【改正】特例控除額の上限を2割に引上げ

ふるさと納税額 80,000円			自己負担 2,000円
所得税の減額 15,600円	個人住民税の減額(62,400円)		
	(基本控除) 7,800円	(特例控除) 54,600円	

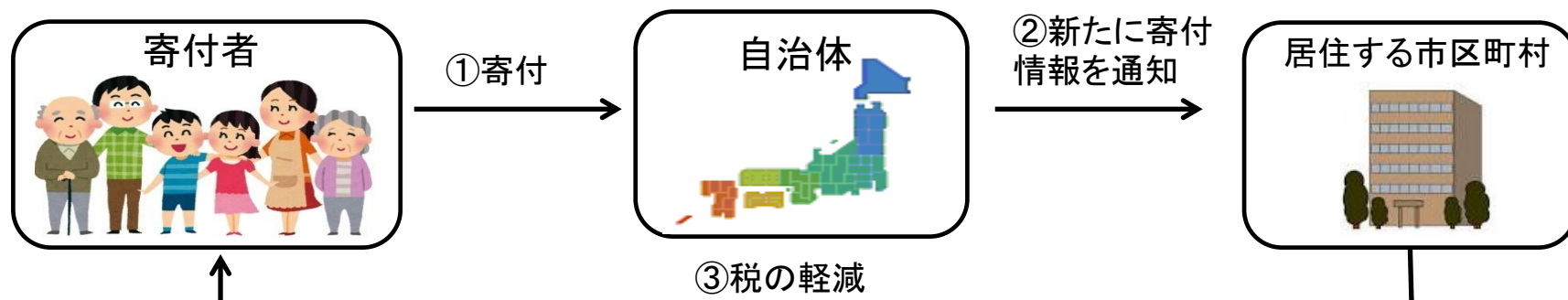
ふるさと納税制度の拡充②

申告手続の簡素化(税控除に必要な確定申告を原則不要にする。)

【現行】



【改正】確定申告が不要



※ただし、確定申告を行わない給与所得者等が寄付先の都道府県または市区町村に要請した場合で、寄付先が5団体を超える場合は確定申告が必要